

税 済 金 額

課 税 済 金 額

第六十六条の八第十三項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度の同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第九項前段」を「第八項前段」に改め、同項を同条第十四項とする。

第六十六条の九の二第十四項中「第四条の六第二項及び第四条の七」を「第四条の二第二項及び第四条の三」に改める。

第六十六条の九の三第一項中「この項、第三項、第四項及び第六項」を「この条」に改め、「及び次項」を削り、「第三項に」を「次項に」に、「第六十九条第十三項」を「第六十九条第十二項」に改め、「又は第六十八条の九十三の三第一項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）」を削り、「これら」を「同項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「まで」の下に「又は第十七項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合

合を含む。次項において同じ。」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第十一項」を「第十項」に、「（第六項）」を「（第五項）」に、「第十項」を「第九項」に、「第六十九条及び」を「第六十九条第一項から第三項まで及び第十七項並びに」に改め、同項第一号中「第六条第四号」を「第六条第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項の規定の」を「第三項の規定の」に改め、同項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同項第二号中「期間」の下に「（通算子法人にあつては、同条第五項第一号に規定する期間）」を加え、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項第三号中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項の規定の」を「第三項の規定の」に、「第四十二条の四第十二項」を「第四十二条の四第二十二項」に、「第四十二条の六第十項、第四十二条の九第七項」を「第四十二条の六第九項、第四十二条の九第六項」に、「第四十二条の十二第二十項」を「第四十二条の十二第十一項」に、「第四十二条の十二の三十第十項、第四十二条の十二の四十第十項」を「第四十二条の十二の三第九項、第四十二条の十二の四第九項」に、「第六十六条の九の三第

四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第四項」を「第三項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に、「第十二条の規定」を「第十三条の規定」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とする。

第六十六条の九の四第四項第一号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第二号中「及び次項」及び「。次項において「課税済金額」という。」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第六十六条の八第六項、第七項及び第十四項」を「第六十六条の八第五項、第六項及び第十二項」に、「第一項から第三項まで及び第四項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「前各項」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に、

第四項

第六十六条の九の四第四項

を「前項

第六十六条の九の四第四項

に、「規定する課税済金額」を「掲げる金額」に、

「第十四項」を「第十二項」に改め、同表第六十六條の八第六項第一号の項を削り、同表第六十六條の八第六項第二号の項中「第六十六條の八第六項第二号」を「第六十六條の八第五項第二号」に改め、同表第六十六條の八第七項の項を次のように改める。

第六十六條の八第六項	第六十六條の八第六項が前項	第六十六條の九の四第五項において準用する前項
	第四項	同条第四項
	、前項	、同条第五項において準用する前項

第六十六條の九の四第六項の表第六十六條の八第十四項の項中「第六十六條の八第十四項」を「第六十六條の八第十二項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項第一号中「又は各連結事業年度（以下この号）」を「（以下この項）」に、「前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「若しくは第八項又は第六十八條の九十三の二第一項、第六項若しくは」を「又は」に改め、「又は第六十八條の九十三の四

第七項から第九項まで」を削り、同項第二号イ中「第六十六条の八第十一項第二号イ」を「第六十六条の八第十項第二号イ」に改め、同号口中「配当事業年度開始の日前二年以内に開始した各事業年度（以下この号及び次項において「」を削り、「」という。）において」を「において」に、「前号」を「同号」に改め、「。次項において「間接課税済金額」という。」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十項を削り、同条第十二項中「第六十六条の八第六項、第七項及び第十四項」を「第六十六条の八第五項、第六項及び第十二項」に、「第七項から第九項まで及び第十項（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を「第六項から前項まで」に改め、同項の表第六十六条の八第六項の項中「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に、「第十一項第二号イ」を「第十項第二号イ」に、「第四項」を「前項」に、「第六十六条の九の四第十項」を「第六十六条の九の四第九項」に、「前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に、「同条第十項第一号」を「同条第九項第一号」に、「第十四項」を「第十二項」に改め、「前二年以内の各事業年度（同条第十項第二号口に規定する前二年以内の各事業年度をいう。次項において同じ。）の」を削り、「同条第十項第二号口に規定する間接課税済金額」を「同条第九項第二号口に掲げる金額」に改め、同表第六十六条の八第六項第一号の項中「第六

十六条の八第六項第一号」を「第六十六条の八第五項第一号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等（第六十八条の九十三の四第十項第一号に掲げる金額をいう。次号及び次項において同じ。）若しくは個別間接課税済金額（同条第十項第二号ロに規定する個別間接課税済金額をいう。次号及び次項において同じ。）」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第六十六条の八第六項第二号の項中「第六十六条の八第六項第二号」を「第六十六条の八第五項第二号」に改め、「又は個別課税済金額」を削り、「若しくは間接課税済金額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額」を「又は間接課税済金額」に改め、同表第六十六条の八第七項の項を次のように改める。

第六十六条の八第六項		第六十六条の九の四第十項において準用する前項	
が前項		前項	
第四項	同条第九項		
分割等前十年内事業年度の課税済金額	分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額		
、前項	、同条第十項において準用する前項		

前十年以内の各事業年度の課 税済金額	前二年以内の各事業年度の間接配当等又は間接 課税済金額
-------------------------------	--

第六十六條の九の四第十二項の表第六十六條の八第十四項の項中「第六十六條の八第十四項」を「第六十六條の八第十二項」に、「第八項」を「第七項」に、「第十項」を「第九項」に、「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同條第十二項を同條第十項とし、同條第十三項中「第七項」を「第六項」に、「第九項」を「第八項」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第十四項中「第八項前段」を「第七項前段」に改め、同項を同條第十二項とする。

第六十六條の十一の二第五項を削り、同條第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同條第五項とする。

第六十六條の十三第一項中「第十項」を「第九項」に改め、同條第二項中「（第六十八條の九十八第三項に規定する場合を除く。）」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八條の九十八第一項の特別勘定の金額のうち損金の額に算入されたものを含むものとし、」及び「とする。」を削り、同項第二号中「（連結事業年度において設けた第六十八條の九十八第一項の特別勘定を含む。以下この号

において同じ。）」を削り、「により前項」を「により同項」に改め、同条第三項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同条第四項中「（当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併又は適格分割等の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の九十八第一項の規定により設けている特別勘定の金額）」を削り、同条第五項中「又は第六十八条の九十八第五項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「（その適格合併又は適格分割等の後において連結法人に該当するものを除く。）」を削り、同条第六項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「あつた日」の下に「（次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第八項、第九項及び第十一項」を「次項、第八項及び第十項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合 その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二 通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第二百二十七条第二項の通知を受けた場合

その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第六十六条の十三第七項及び第八項を削り、同条第九項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第一項の特別勘定を設けている法人が、法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人、同法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算法人（同項第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）に該当することとなつた場合において、同法第六十四条の十一第一項に規定する通算開始直前事業年度、同法第六十四条の十二第一項に規定する通算加入直前事業年度又は同法第六十四条の十三第一項に規定する通算終了直前事業年度終了の時に特別勘定の金額（政令で定める金額未満のものを除く。）を有しているときは、当該特別勘定の金額は、当該通算開始直前事業年度、当該通算加入直前事業年度又は当該通算終了直前事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十六条の十三第十項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、「第六項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。第一号において同じ。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「（連結事業年度において設けた第六十八条の九十八第一項の特別勘定を含む。）」を削り、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第九項」を「第八項」に、「第十一項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十一項」を「第十項」に、「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十七条の二第一項中「又は第二項」を「第二項及び第六項」に改め、同条第四項中「特例」と「の下に」、同条第十四項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項、第三項及び第六項」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第一項」と、「同条第一項」とあるのは「第六十六条第一項」と、同条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第十八項中「第六十六条第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「租税特別措置法

第六十七条の二第一項」と、「これら」とあるのは「同項」とを加える。

第六十七条の四第六項中「(第六十八条の百二第七項に規定する場合を除く。)」を削り、同項第一号中「連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定の金額を含むものとし、」及び「とする」を削り、同条第七項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。)」を削り、同条第八項中「(当該合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、適格分割又は適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、第六十八条の百二第四項の規定により設けている特別勘定の金額)」を削り、同条第九項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。)」を削り、「第四項に」を「同項に」に改め、同条第十項及び第十一項中「(連結事業年度において設けた第六十八条の百二第四項の特別勘定を含む。)」を削り、同条第十四項中「(連結事業年度において第六十八条の百二第二項(同条第十項において準用する場合を含む。))又は同条第三項(同条第十一項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けた固定資産を含む。)」を削る。

第六十七条の六第一項中「基準日以前」を「日をいう」に、「基準日」を「日をいい、」に、「あつ

ては、「を」あつては「に」、「以前」を「とする」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第六十七條の七第一項中「第二十三條第七項」を「第二十三條第六項」に改める。

第六十七條の八第一項中「同條第五項から第七項まで」を「同條第四項から第六項まで」に、「完全子法人株式等、関連法人株式等」を「関連法人株式等、完全子法人株式等」に改める。

第六十七條の十二第三項第四号中「直前の事業年度（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この号において「前事業年度等」という。）」を「前事業年度」に改め、「（連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八條の百五の二第一項に規定する連結組合等損失超過額）」及び「同條第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。」を削り、「から前事業年度等」を「から前事業年度」に改め、「（前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同條第三十二号に規定する連結確定申告書（以下この号において「連結確定申告書」という。）の提出）」を削り、「が前事業年度等」を「が前事業年度」に改め、「（当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）」を削り、「前項の規定により前事業年度等」を「前項の規

定により前事業年度」に改め、「(第六十八条の百五の二第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。)」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

第六十七条の十三第三項中「直前の事業年度(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。)」を「前事業年度」に改め、「(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、第六十八条の百五の三第一項に規定する連結組合損失超過額)」及び「同条第一項の規定の適用を受けた場合には、当該適用を受けた連結事業年度。」を削り、「から前事業年度等」を「から前事業年度」に改め、「(前事業年度等までの連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による同条第三十二号に規定する連結確定申告書(以下この項において「連結確定申告書」という。)の提出)」を削り、「が前事業年度」に改め、「(当該適用年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出)」を削り、「前項の規定により前事業年度等」を「前項の規定により前事業年度」に改め、「(第六十八条の百五の三第二項の規定により前事業年度等までの各連結事業年度の連

結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含む。」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

第六十七条の十四第二項の表第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の項中「及び第五十八条第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第六十七条の十五第二項の表第五十七条第一項ただし書及び第五十八条第一項ただし書の項中「及び第五十八条第一項ただし書」を削り、同条第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第六十七条の十六第四項中「第二条第二項第十八号」を「第二条第二項第十九号」に改める。

第六十七条の十八第四項中「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該内国法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）」を削り、「前事業年度等の」を「前事業年度の」に改める。

第六十八条第一項中「同条第五項中」を「同条第十二項中」第四項、第七項及び「に改める。

第六十八條の二の三第一項及び第二項並びに第六十八條の三第三項中「第六十一條の十三第一項」を「第六十一條の十一第一項」に改める。

第六十八條の三の二第一項中「第四條の七に」を「第四條の三に」に、「第四條の七第一号」を「第四條の三第一号」に改め、同條第二項の表第二十三條第一項の項中「第四條の七」を「第四條の三」に改め、同表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同條第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同條第八項」を「同條第七項」に、「同條第七項」を「同條第六項」に改め、同條第七項中「第四條の七」を「第四條の三」に改める。

第六十八條の三の三第一項中「第四條の七に」を「第四條の三に」に、「第四條の七第一号」を「第四條の三第一号」に改め、同條第二項の表第二十三條第一項の項中「第四條の七」を「第四條の三」に改め、同表第五十七條第一項ただし書及び第五十八條第一項ただし書の項中「及び第五十八條第一項ただし書」を削り、同條第三項中「及び第八項」を「及び第七項」に、「第七項の」を「第六項の」に、「同條第八項」を「同條第七項」に、「同條第七項」を「同條第六項」に改め、同條第七項中「第四條の七」を

「第四条の三」に改める。

第六十八条の四中「第七十五条の三第二項」を「第七十五条の四第二項」に、「第十九条の二第二項」を「第十九条の三第二項」に改め、「（次節から第二十五節までを除く。）」を削り、「第七十五条の三第一項」を「第七十五条の四第一項」に改め、「（第九節から第二十五節までを除く。第三項において同じ。）」を削り、「同項において同じ。」、同法第六十八条の四（一）を「第三項において同じ。」、同法第六十八条の四（二）に、「第十九条の二第二項」を「第十九条の三第二項」に改め、「（第九節から第二十五節までを除く。同項において同じ。）」を削る。

第六十八条の五中「第八条又は第十条の二」を「第七条又は第九条」に改める。

第六十八条の七及び第三章第九節から第二十五節までを削る。

第九十三条第一項第二号中「同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第三項及び第六項において準用する場合」を削り、「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改め、同項第四号中「第四十五条の二第五項」を「第四十五条の二第四項」に改める。

第九十八条の表の都道府県の項中「第六十八条の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定

する認定の事務」を削り、同表の市町村の項中「第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務」を削る。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十七条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八」を「第四条の二第二項、第四条の三及び第四条の四」に改める。

第十四条第一項中「若しくは各連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この章において同じ。）の連結所得（同法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下この章において同じ。）」を削り、同条第二項第二号中「又は第六十八条の八十八第二項」を削り、同条第三項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第三十条第一項中「若しくは当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額（同号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項及び第三十二条第三項において同

じ。）」を削り、「若しくは当該連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額に係る」を「に係る」に改める。

第三十一条第三項中「又は各連結事業年度」及び「又は同法第八十一条の十五」を削る。

第三十二条第一項中「若しくは同条第三十二号に規定する連結確定申告書」を削り、「第二条第十六号」を「第二条第十五号」に、「第六十七条の十八第一項、第六十八条の八十八第一項若しくは第六十八条の百七の二第二項」を「若しくは第六十七条の十八第一項」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、同条第二項中「若しくは内国法人」を「内国法人」に改め、「各連結事業年度の連結所得の金額」を削り、同条第三項中「若しくは各連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額」及び「各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額」を削り、同条第四項中「又は連結所得の金額」を削り、同条第五項中「第八十条の二」を「第八十二条」に改め、「同表法人税法第八十二条の項中「租税条約等実施特例法」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十二条第二項又は第三項（国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等）」において準用する租税条約等実施特例法」と」を削る。

第三十三条第三項中「第九十三条第二項」を「第九十五条」に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改め、同条第四項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第三十五条中「又は第六十八条の八十八第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

第三十六条第一項中「又は第六十八条の八十八第一項」及び「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」を削り、「同法第六十六条の四第二十七項第三号又は第六十八条の八十八第二十八項第三号」を「同項第三号」に改め、「（当該法人が連結法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この章において同じ。）である場合には、当該連結法人に係る連結親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この章において同じ。））」を削り、「（国税通則法）」を「（同法）」に改める。

第三十七条第一項中「第六十七条の十八第一項若しくは第六十八条の百七の二第二項」を「若しくは第六十七条の十八第一項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、「又は第六十八条の八十八第一項」、「又は第六十八条の八十八第二十八項第一号」及び「若しくは同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項第一号」を削り、「第六十六条の四第二十七項第三

号又は第六十八条の八十八第二十八項第三号」とあるのは「」を「同項第三号」とあるのは「同法」に改め、「若しくは同法第六十八条の百七の二第十三項において準用する同法第六十八条の八十八第二十八項第三号」を削る。

第四十一条の二第二項中「第十条の五第七項第一号」を「第十条の五第八項第一号」に改め、「でその」の下に「営業所等（」を、「営業所等」の下に「をいう。第三項において同じ。）」を加え、「同項第三号」を「租税条約等実施特例法第十条の五第八項第三号」に、「次項及び第四項」を「以下この条」に改め、同条第二項第一号中「第十条の五第七項第七号に規定する組合契約によつて成立する組合の同項第六号」を「第十条の五第八項第六号イからハまでに掲げるものに係る同号」に、「特定組合員」を「特定組合員等」に改め、同項第二号中「第十条の五第七項第四号」を「第十条の五第八項第四号」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 租税条約等実施特例法第十条の七第一項の規定は報告金融機関等との間でその営業所等を通じて特定